

台湾向け牛肉の輸出施設として承認される

厚生労働省は、台湾が台湾向け日本産牛肉輸出施設として 16 道県 29 施設を承認したことを発表しました。

これにより、(株)山梨食肉流通センターでは、9 月 22 日から台湾向け日本産牛肉の輸出が可能となりました。

《台湾に輸出可能な牛肉の要件》

- (1) 日本(福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県を除く。)で出征・肥育された牛、又は台湾へ牛肉の輸出を許可されている国において出生し、かつ日本で 100 日以上飼育された牛の肉であること。
- (2) 生後 30 ヶ月未満の牛の肉であること。
- (3) 特定危険部位(SRM)を含まないこと。
- (4) 屠畜検査に合格している牛の肉であること。
- (5) 台湾への輸出が可能だと畜場及び当該と場に併設された食肉処理場において、と殺・解体から分割まで一貫して行われていること。